

## 6.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

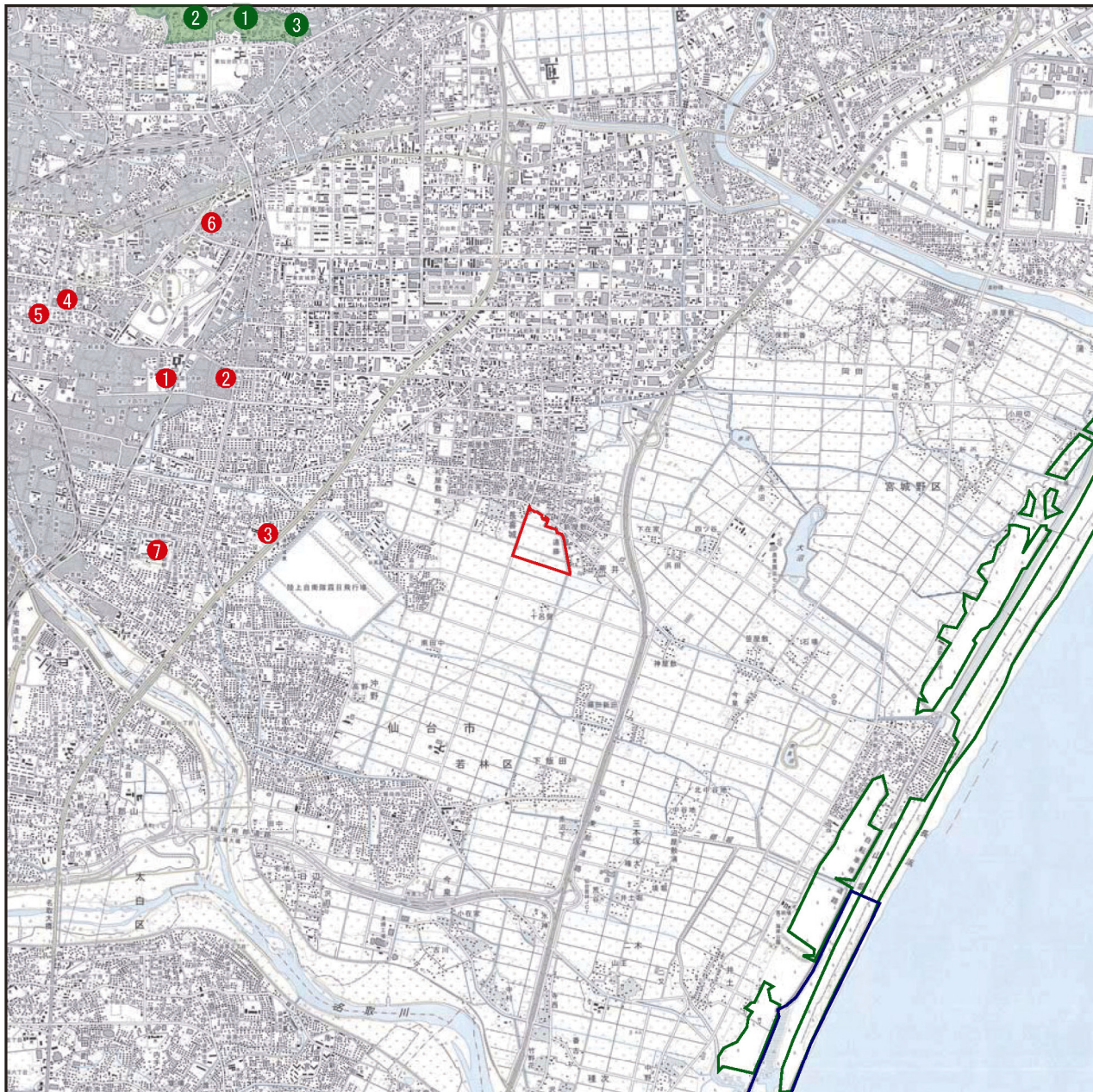
### (1) 法令等に基づく指定・規制

#### ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況は、表 6.2.6-1 に示すとおりである。

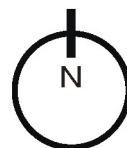
表 6.2.6-1 環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

自然環境保全に係る主な法指定等	概況調査地域	事業予定地
ア. 自然公園 (国定公園、県立自然公園) 【自然公園法】	存在しない	存在しない
イ. 県自然環境保全地域、県緑地環境 保全地域 【自然環境保全法】 図 6.2.6-1 参照	仙台湾自然環境保全地域	存在しない
ウ. 史跡、名勝、天然記念物等 【文化財保護法】 図 6.2.6-1 参照	史跡(陸奥国分寺跡、陸奥国 分尼寺跡、遠見塚古墳、三沢 初子の墓など、刀工本郷国包 各代の墓所) 天然記念物(苦竹のイチョウ、 朝鮮ウメ)	存在しない
エ. 鳥獣保護区 【鳥獣保護法】 図 6.2.6-2 参照	鳥獣保護区(仙台海浜、仙台) 特別保護地区(仙台海浜) 特定猟具使用禁止区域(銃) (仙台南、仙台東、仙台) 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域 (名取川、広瀬川、七北田川)	特定猟具使用禁止区 域(銃) (仙台)
オ. 特別緑地保全地区 【都市計画法】	存在しない	存在しない
カ. 風致地区 【都市計画法】 図 6.2.6-1 参照	安養寺風致地区(68.1ha)	存在しない
キ. 保安林 【森林法】 図 6.2.6-1 参照	保安林(貞山堀沿い)	存在しない
ク. 保存緑地 【杜の都の環境をつくる条例】 図 6.2.6-1 参照	安養寺保存緑地、木皿山保存 緑地、ラ・サールホーム保存 緑地	存在しない
ケ. 環境保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	存在しない	存在しない
コ. 水質保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】 図 6.2.6-3 参照	水質保全区域(愛宕橋～名取 川合流前)	存在しない
サ. 保護林、レクリエーションの森等 国有林内の制限林等 【国有林野の活用に関する法律】	存在しない	存在しない



凡 例

- 事業予定地
- 仙台湾海浜県自然環境保全地域
- 保安林
- 風致地区



縮尺 1/60,000

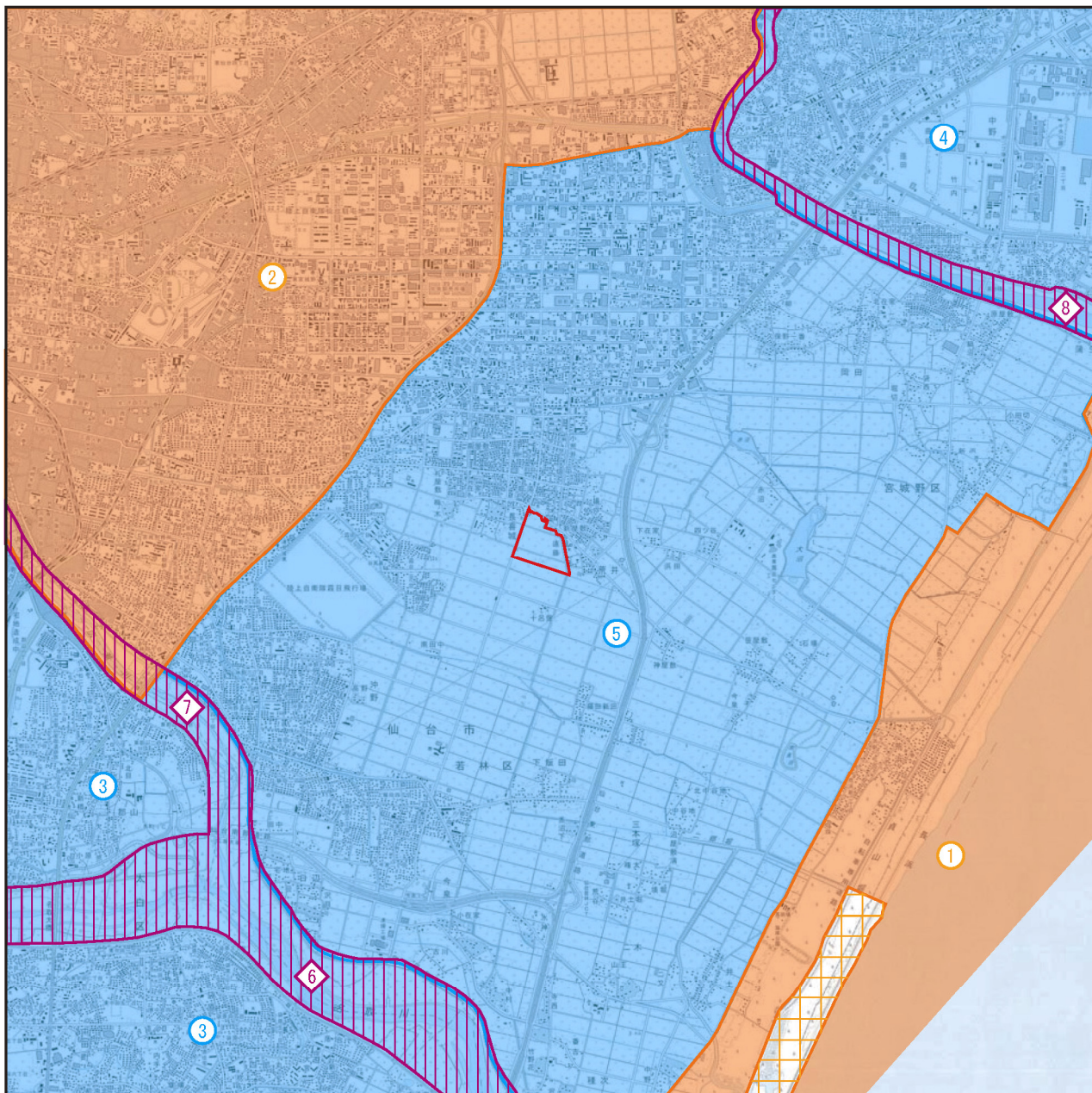


番号	保存緑地名	所在地	面積	指定年月日
①	安養寺	宮城野区東仙台六丁目	4.48ha	昭和50年6月5日
②	木皿山	宮城野区柊江	5.76ha	〃
③	ラ・サールホーム	宮城野区東仙台六丁目	0.35ha	昭和51年10月20日

区分	番号	文化財名	指定区分	年代	所在地
史跡	①	陸奥国分寺跡	国指定	奈良時代	若林区
	②	陸奥国分尼寺跡	国指定	奈良時代	若林区
	③	遠見塚古墳	国指定	古墳時代	若林区
	④	三沢初子の墓など	仙台市指定	江戸時代	宮城野区
	⑤	刀工本郷国包各代の墓所	仙台市指定	その他	若林区
天然記念物	⑥	苦竹のイチョウ	国指定	その他	宮城野区
	⑦	朝鮮ウメ	国指定	その他	若林区




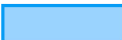

図 6.2.6-1 自然環境保全に係る主な法指定等の状況図

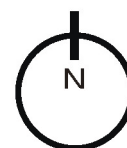




出典：平成 22 年度鳥獣保護区位置図 宮城県自然保護課

凡 例

-  事業予定地
-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特定猟具使用禁止区域（銃）
-  指定猟法（鉛製散弾）禁止区域



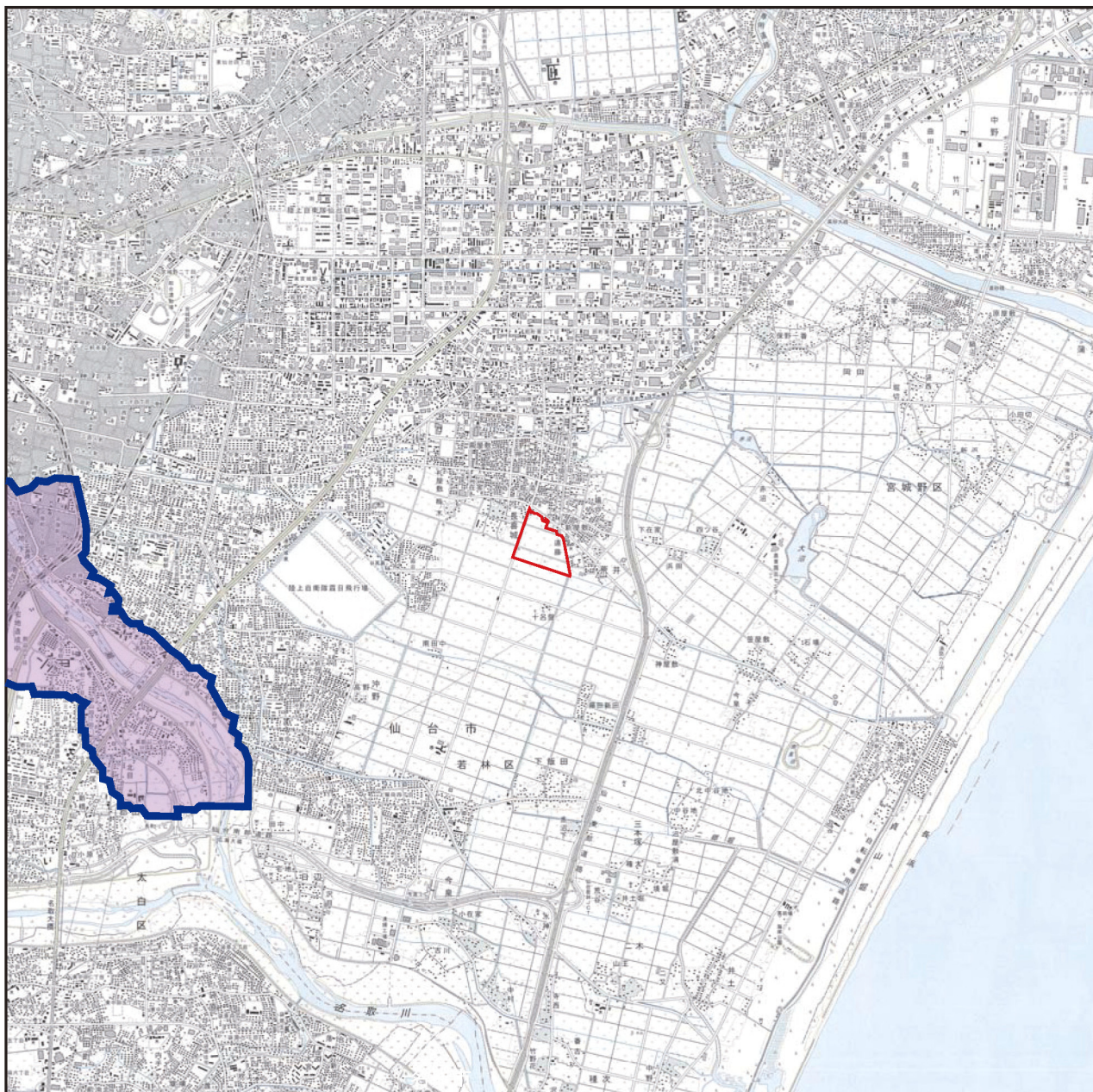
縮尺 1/60,000



① 仙台海浜 7,596ha	⑥ 名取川 816ha
② 仙 台 15,019ha	⑦ 広瀬川 441ha
③ 仙台南 4,000ha	⑧ 七北田川 308ha
④ 仙台東 5,454ha	
⑤ 仙 台 4,300ha	

図 6.2.6-2 鳥獣保護区等位置図

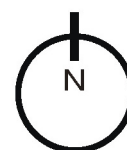




出典: 広瀬川の清流を守る条例

凡 例

- 事業予定地
- 水質保全区域 (愛宕橋～名取川合流前)



縮尺 1/60,000



図6.2.6-3 水質保全区域図



## イ 公害防止に係る指定地域

概況調査地域及び事業予定地における公害防止に係る指定地域の状況は、表 6.2.6-2 に示すとおりである。

表 6.2.6-2 公害防止に係る指定地域の状況

項目	概況調査地域	事業予定地
大気質	指定地域はない	指定地域はない
騒音	概況調査地域は、騒音に係る環境基準の地域の類型指定、航空機騒音に係る類型指定を受けている。(p.6-12 参照) 【環境基本法】 自動車騒音、特定工場等においては、その騒音の限度及び基準が設けられている。 【騒音規制法】	事業予定地は、騒音に係る地域の類型指定はないが、航空機騒音に係る類型指定(類型Ⅱ)を受けている。(p.6-12 参照) 【環境基本法】 事業予定地には、特定工場等は確認されない。 【騒音規制法】
振動	概況調査地域は、振動に係る区域の区分指定を受けている。(p.6-19 参照) 【振動規制法】	事業予定地は、振動に係る区域の区分指定(第一種区域)を受けている。(p.6-19 参照) 【振動規制法】
悪臭	概況調査地域は、規制地域の指定を受けている。 【悪臭防止法】 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】	事業予定地は、規制地域の指定を受けている。 【悪臭防止法】 【公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	概況調査地域では名取川、旧笹川、広瀬川、七北田川が類型指定を受けている。(p.6-24 参照) 【環境基本法】	事業予定地は、類型指定を受けている河川や湖沼はない。
地盤沈下	概況調査地域は、宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域、工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている地域が存在する。(p.6-67 参照) 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】	事業予定地は、宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域、工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている。(p.6-67 参照)
土壌汚染	概況調査地域のうち、仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業仮換地 1-1 街区 16-1 画地の一部及び 16-2 画地の一部が要措置区域の指定を受けている。 【土壌汚染対策法】	指定地域はない
日照障害	概況調査地域は、第 1 種高度地区(第一種低層住居専用地域の全域、第二種住居専用地域の全域)、第 2 種高度地区(第一種中高層住居専用地域の全域、第二種中高層専用地域の全域)、第 3 種高度地区(第一種住居地域の全域、第二種住居地域の全域、準住居地域の全域、近隣商業地域のうち一部区域)、第 4 種高度地区(近隣商業地域(一部区域を覗く)、商業地域のうち一部区域、準工業地域の全域)の指定を受けている。 概況調査地域は、最低限高度地区(都市計画道路清水小路多賀城線、原町広岡線、花京院通福田町線及び宮城野原清水沼線の沿道 30m の区域の一部に)の指定を受けている。 【都市計画法】	指定地域はない



ウ 災害防止に関する指定地域等の状況等

概況調査地域、事業予定地ともに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所は指定されていない。

表 6.2.6-3 災害防止に関する指定地域等の状況等

関係法令	概況調査地域	事業予定地
砂防指定地 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）砂防指定地等管理条例（平成 15 年宮城県条例第 42 号）	指定地域はない	指定地域はない
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）	指定地域はない	指定地域はない
地すべり危険箇所 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）	指定地域はない	指定地域はない



## エ 環境関連の条例

仙台市、宮城県における環境関連の条例は、表 6.2.6-4 に示すとおりである。

表 6.2.6-4 関係法令の指定、規制等

### 【仙台市の条例】

	関係法令	指定状況及び規制基準の内容
第7編 環境	仙台市環境基本条例 (平成8年3月19日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
	仙台市環境影響評価条例 (平成10年12月16日)	環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	杜の都の環境をつくる条例 (平成18年6月23日)	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
	広瀬川の清流を守る条例 (昭和49年9月28日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めるものとする。
	仙台市公害防止条例 (平成8年3月19日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)を保全することを目的とする。
	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成5年3月18日)	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の確保に資することを目的とする。
	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 (平成11年3月16日)	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
第9編 開発	杜の都の風土を育む景観条例 (平成7年3月16日)	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
	仙台市屋外広告物条例 (平成元年3月17日)	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物法の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

出典：仙台市例規集

### 【宮城県の条例】

関係法令	指定状況及び規制基準の内容
宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例 (平成14年7月17日)	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
ふるさと宮城の水循環保全条例 (平成16年6月22日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

出典：宮城県例規集



## (2) 環境基準

### ア 環境基準の類型指定等の状況

環境基準の類型指定等の状況は、表 6.2.6-5 に示すとおりである。

表 6.2.6-5 環境基準の類型指定等

項目		物質・区分など	類型指定の状況	
環境基本法 (環境基準)	大気	大気汚染に係る環境基準	二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	なし
			一酸化炭素 (CO)	なし
			浮遊粒子状物質 (SPM)	なし
			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	なし
			光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	なし
	騒音	騒音に係る環境基準	一般環境騒音・自動車騒音	p.6-180
			新幹線鉄道騒音	なし
			航空機騒音	p.6-180
	水質	水質汚濁に係る環境基準	人の健康の保護に関する項目 (26 項目)	なし
			生活環境の保全に関する項目 (5 項目: 河川)	p.6-174
生活環境の保全に関する項目 (5 項目: 湖沼)			なし	
	地下水の水質汚濁に係る環境基準	なし		
土壌	土壌の汚染に係る環境基準	なし		
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準	なし		

### イ 環境基準

(ア) 大気汚染に係る環境基準 (昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73) について

表 6.2.6-6 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

(イ) 有害汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73）について

表 6.2.6-7 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20 告示)	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。



(ウ) 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環告 59 最終改正平成 21 年環告 78）について

①人の健康の保護に関する環境基準

表 6.2.6-8 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

「水質汚濁に係る環境基準について」 環境庁告示 59 昭和 46 年

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

表 6.2.6-9 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の(2) により水域類型 ごとに指定する 水域
A	水道2 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
	測定方法	規格 12.1 に 定める方法又 はガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の得 られる方法	規格 21 に定 める方法	付表 8 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法	

「水質汚濁に係る環境基準について」 環境庁告示 59 昭和 46 年  
備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認め  
たものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確  
数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽  
性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に  
希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。



表 6.2.6-9 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 亜 鉛		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)		

「水質汚濁に係る環境基準について」 環境庁告示 59 昭和 46 年  
備考

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)

表 6.2.6-10 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	
	測定方法	規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

「水質汚濁に係る環境基準について」 環境庁告示 59 昭和 46 年  
備考

1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

表 6.2.6-10 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	

「水質汚濁に係る環境基準について」 環境庁告示 59 昭和 46 年

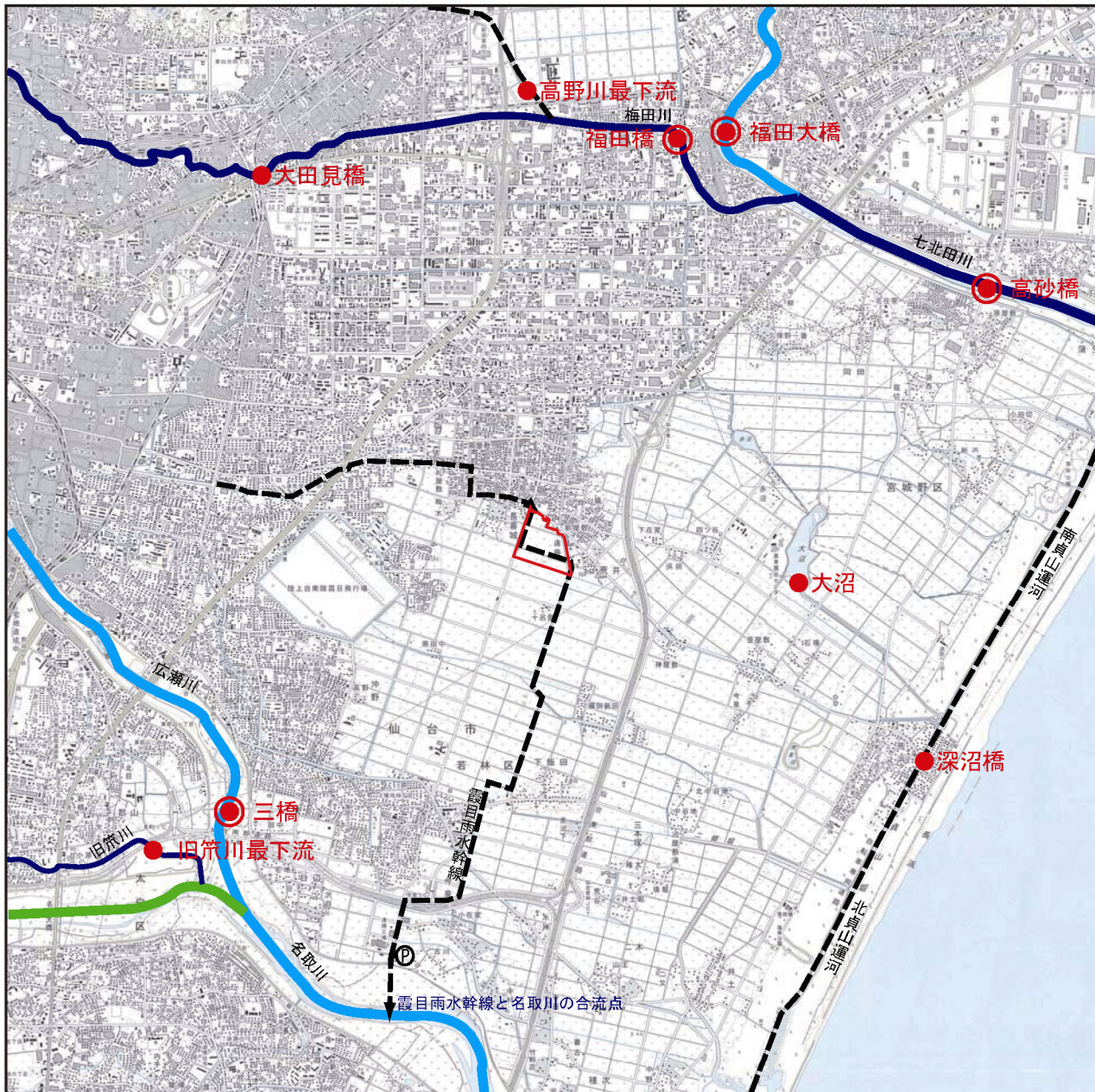
備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

表 6.2.6-10 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

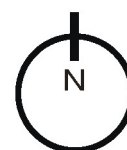
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 亜 鉛		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)		





凡 例

- 事業予定地
- 水質測定地点
- ◎ 環境基準点
- A 類型
- B 類型
- C 類型
- 環境基準のない河川・水路



縮尺 1/60,000



図 6.2.6-4 河川の類型及び水質測定地点図

(エ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環告 68 最終改正平成 21 年環告 11）について

表 6.2.6-11 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/ m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ /g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ /g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラージオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

(オ) 土壌汚染に係る環境基準（平成3年環告64 最終改正平成22年環告37）について

表 6.2.6-12 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c（注(6)第 3 文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	



(カ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環告10 最終改正平成21年環告79)について

表 6.2.6-13 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 (準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		



(キ) 騒音に係る環境基準（平成 10 年環告 64 最終改正平 17 年環告 45）について

①騒音に係る環境基準

表 6.2.6-14 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

表 6.2.6-15 仙台市における地域の類型及び各類型をあてはめる地域

地域の類型	地域
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く)に限る。)
A	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域(AA の項に掲げる地域を除く。)
B	一 第一種住居地域 二 第二種住居地域 三 準住居地域 四 近隣商業地域(A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)
C	一 近隣商業地域(B の項に掲げる地域を除く。) 二 商業地域 三 準工業地域 四 工業地域

(平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示 126 号)

②航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年環告 154 最終改正平成 12 年環告 78）について

表 6.2.6-16 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

- (注) I 霞目飛行場及び松島飛行場の周辺地域で専ら住居の用に供される地域  
 II 仙台空港・霞目飛行場及び松島飛行場の周辺地域で、I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

参考 航空機騒音に係る環境基準 ( $L_{den}$ ) (平成 25 年 4 月 1 日より施行)

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注：I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準の一部改正」（平成 19 年 12 月環告第 114 号）

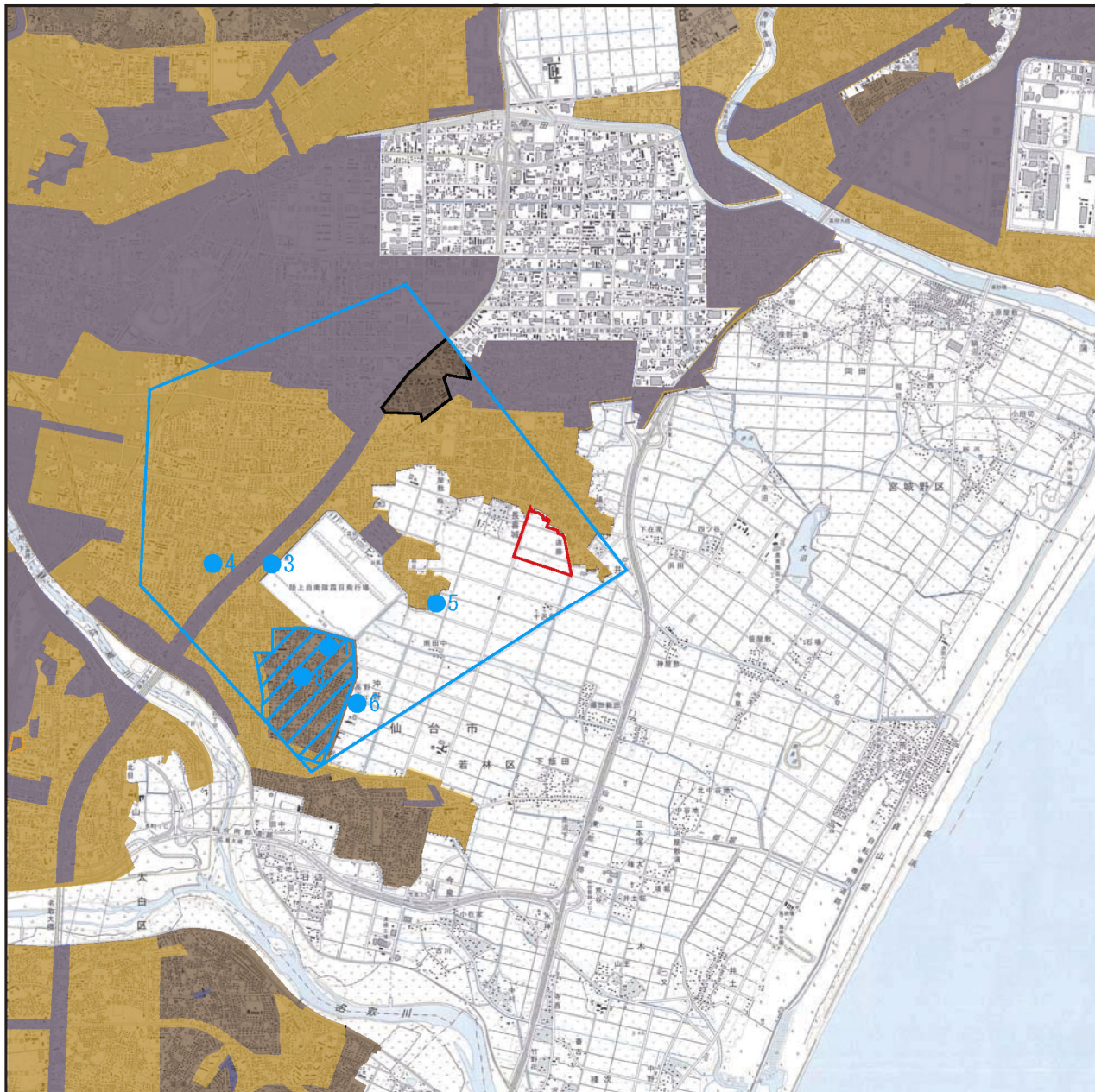
③新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環告 46 最終改正平成 12 年環告 78）について

表 6.2.6-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

- (注) I 東北新幹線鉄道の本線及び側線軌道中心から両側にそれぞれ 300m 以内の区域のうち、都市計画法に規定する第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

- II 沿道地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域



凡 例



事業予定地



A地域

(第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域)



B地域 (第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域)



C地域 (近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域)

地域の類型 (航空機騒音に係る環境基準)



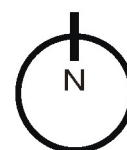
類型Ⅰ



類型適用除外地域



類型Ⅱ



縮尺 1/60,000



図 6.2.6-5 騒音に係る地域の類型指定図 (環境基準)

ウ 要請限度

(ア) 自動車騒音の要請限度

表 6.2.6-18 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 地域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域		75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲		
備考 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。 1. a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 2. b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整地域 3. c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

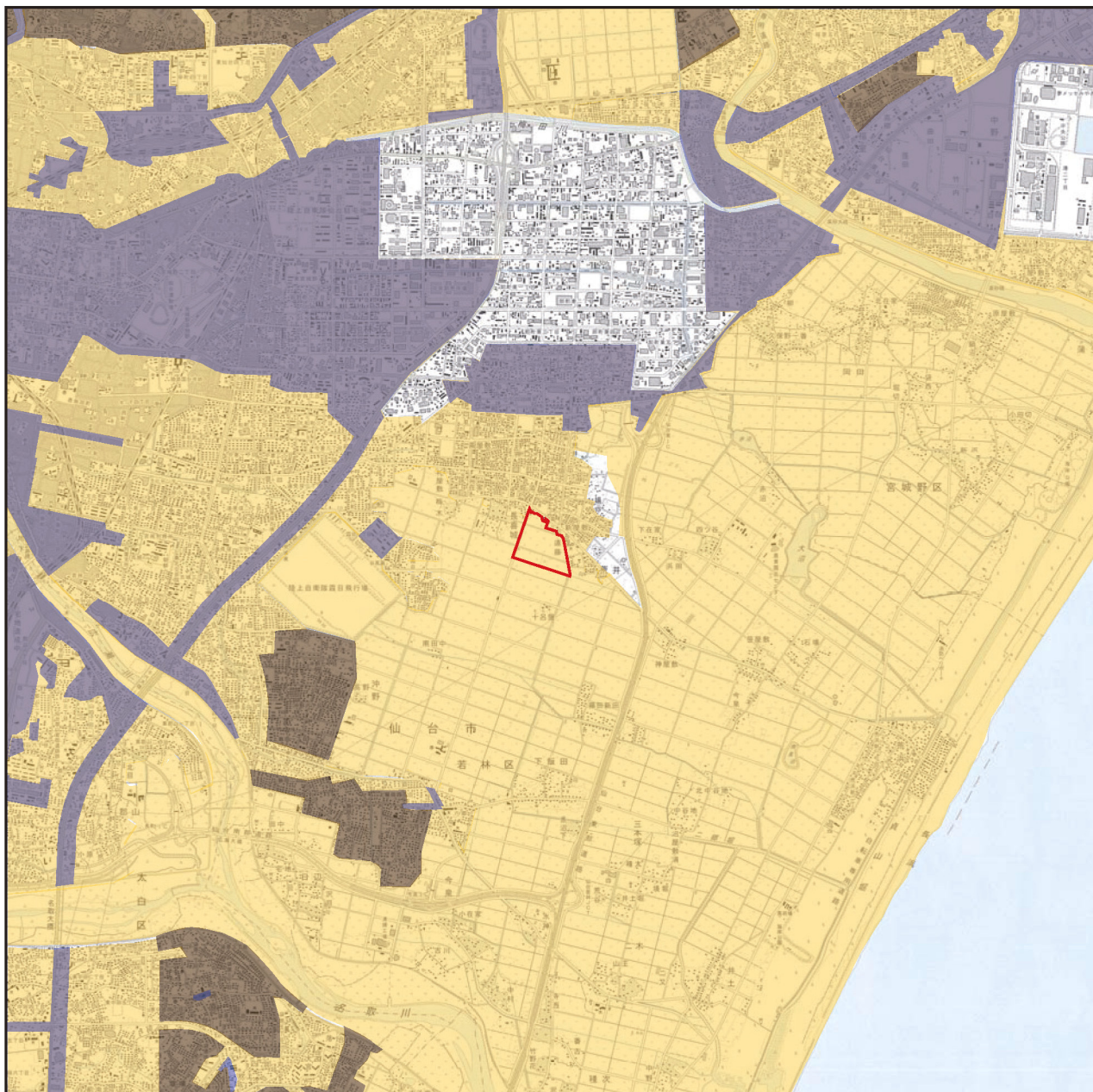
(イ) 道路交通振動の要請限度

表 6.2.6-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。 (1) 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 (2) 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、市街化調整地域		

振動規制法第 16 条第 1 項、同法施行規則第 12 条 (改正 平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号)





凡 例



事業予定地



a 地域

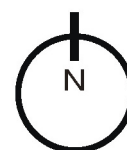
(第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域)



b 地域 (第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 市街化調整地域)



c 地域 (近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域)

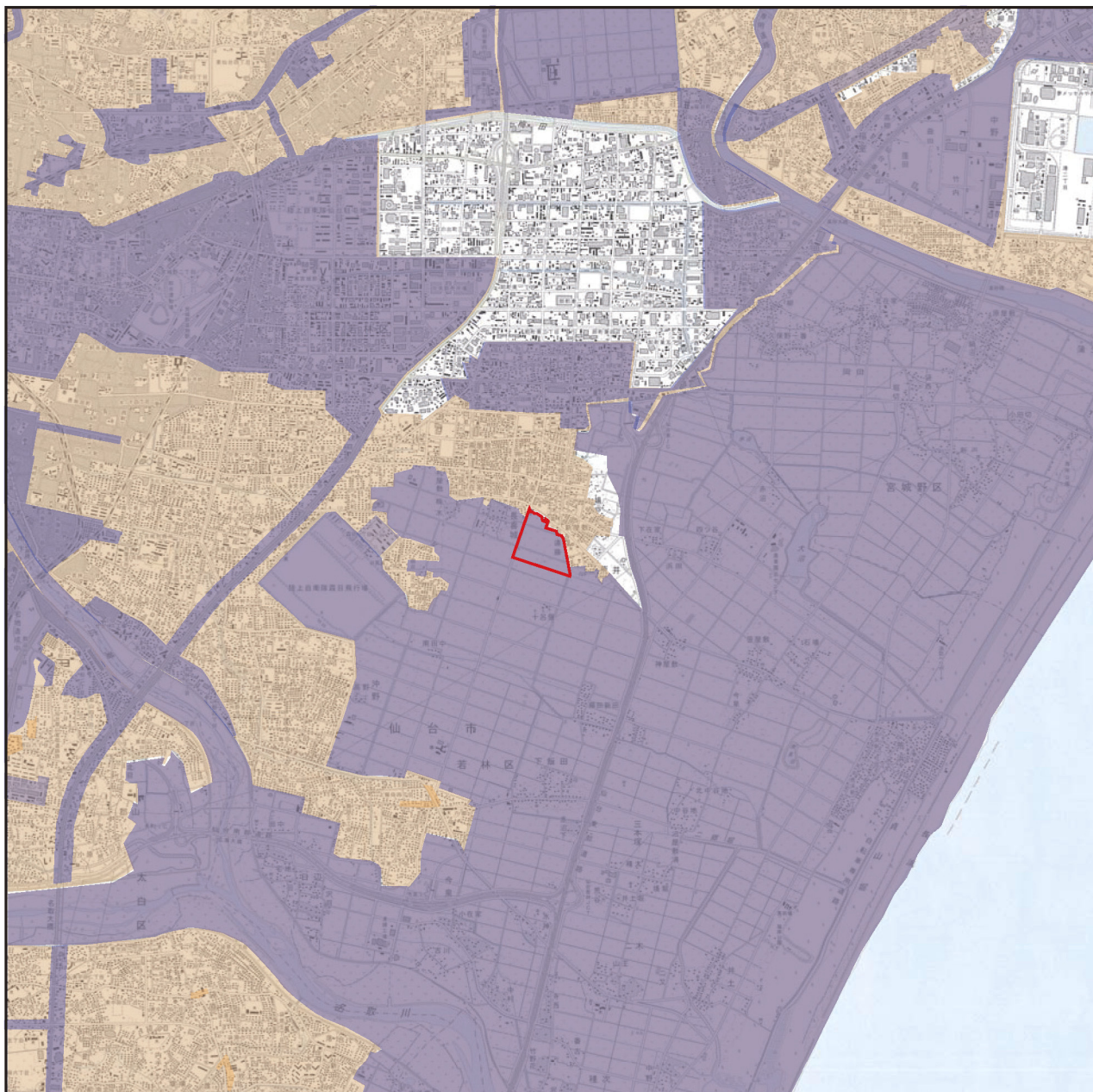


縮尺 1/60,000



図 6.2.6-6 騒音に係る区域の区分指定図  
(自動車騒音の要請限度)





凡 例



事業予定地

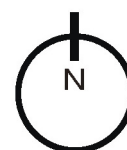


第一種区域

(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)



第二種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、  
工業地域、市街化調整区域)



縮尺 1/60,000



図 6.2.6-7 振動に係る区域の区分指定図  
(道路交通振動の要請限度)

## エ 規制基準

### (ア) 大気汚染防止法に基づく排出基準

#### ①ばい煙発生施設

表 6.2.6-20 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20 トン/日 燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用) 加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 変圧器定格能力 200kVA 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ベルト焼成炉含、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ポンプ動力 1 Kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬 [鉛合金の製造含む] 鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上

②一般粉じん発生施設

表 6.2.6-21 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50 t / 日以上
2	鉱物（含コークス。以下同じ。） 及び土石の堆積場	面積：1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコン ベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト巾：75cm 以上又はバケット の内容積：0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、 セメント用）	原動機の定格出力：75KW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：15KW以上

③特定粉じん発生施設

表 6.2.6-22 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（断加工用）	
9	穿孔機	



(イ) ダイオキシン類に係る排出基準

①大気基準適用施設

表 6.2.6-23 ダイオキシン類に係る排出基準

(大気基準適用施設) 法施行規則別表第 1, 同施行規則附則別表第 1, 同施行規則附則別表第 2 より

特定施設の種類の	(能力による区分)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
		新規	既設
令別表第 1 第 1 号に掲げる焼結炉		0.1	1
令別表第 1 第 2 号に掲げる電気炉		0.5	5
令別表第 1 第 3 号に掲げる焙焼炉, 焼結炉, 溶鋳炉, 溶解炉及び乾燥炉		1	10
令別表第 1 第 4 号に掲げる焙焼炉, 溶解炉及び乾燥炉		1	5
令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり, 4,000 キログラム以上	0.1	1
	焼却能力が 1 時間当たり, 2,000 キログラム以上 4,000 キログラム未満	1	5
	焼却能力が 1 時間当たり, 2,000 キログラム未満	5	10

ただし、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新規施設の排出基準を適用することとする。

②水質基準対象施設 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 2 より

表 6.2.6-24 ダイオキシン類に係る排出基準

特定施設の種類の	排出基準 (pg-TEQ/L)
硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうち次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
担体付き触媒 (使用済みものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50Kg/h 以上) から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設 (廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設)	
フロン類 (CFC 及び HCFC) の破壊 (プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

(ウ) 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

①有害物質

表 6.2.6-25 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

単位：mg/L

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	シアン 1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物	1	1,1-ジクロロエチレン	0.2
鉛及びその化合物	鉛 0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	砒素 0.1*1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06
ポリ塩化ビフェニル	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.3	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*2*3	セレン及びその化合物	セレン 0.1
		ほう素及びその化合物	海域 230, その他 10*3
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	海域 15, その他 8*4

備考

- \* 1 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和 49 年 12 月 1 日以前から湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業（水質汚濁防止法）、公衆浴場（宮城県公害防止条例）、工場等（仙台市公害防止条例）については、当分の間適用しない。
- \* 2 1m<sup>3</sup>につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
- \* 3 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。
- \* 4 ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L

(生活環境項目) 1日あたりの排水量が 50m<sup>3</sup>又は 25m<sup>3</sup>以上の事業場に適用されます。

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準 *1*5		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日以上
			下水道整備区域	その他の区域		
	排水	50m <sup>3</sup> /日以上	25m <sup>3</sup> /日以上		25m <sup>3</sup> /日以上*4	25m <sup>3</sup> /日以上*4
pH (水素指数)	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質量		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/1cm <sup>3</sup> )		-3,000	-3,000	-3,000	-3,000	-3,000
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	
燐含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	

備考

- \* 1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する 1日当りの排出量が 25m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されます。
- \* 2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用されます。
- \* 3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用されます。
- \* 4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに\*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が 25m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となります。
- \* 5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が 1日につき 10m<sup>3</sup>以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となります。

## (エ) 土壌汚染関係対象物質と基準

表 6.2.6-26 土壌汚染関係対象物質と基準

特定有害物質 (法第2条第1項)		土壌汚染対策法の指定基準 (法第5条第1項)		(参考) 環境基本法に基づく 土壌の汚染に係る環境基準 (銅を除く)	
		土壌含有量基準 (直接 摂取によるリスク)	土壌溶出量基準 (地下水 等の摂取によるリスク)		
揮発性有機 化合物 (第 1種特定有 害物質)	四塩化炭素	-	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	
	1,2-ジクロロエタン	-	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	検液 1 L につき 0.004mg 以下 であること	
	1,1-ジクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下 であること	
	シス-1,2-ジクロロエ チレン	-	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	検液 1 L につき 0.04mg 以下 であること	
	1,3-ジクロロプロペン	-	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	
	ジクロロメタン	-	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下 であること	
	テトラクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であること	
	1,1,1-トリクロロエタ ン	-	検液 1 L につき 1mg 以下 であること	検液 1 L につき 1mg 以下であ ること	
	1,1,2-トリクロロエタ ン	-	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	検液 1 L につき 0.006mg 以下 であること	
	トリクロロエチレン	-	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	検液 1 L につき 0.03mg 以下 であること	
	ベンゼン	-	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であること	
重 金 属 等 (第2種特 定有害物 質)	カドミウム及びその化 合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であり、かつ、農用地におい ては、米 1 kg につき 1 mg 未 満であること	
	六価クロム化合物	土壌 1 kg につき 250mg 以下であること	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること	検液 1 L につき 0.05mg 以下 であること	
	シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1 kg につき 50mg 以下 であること	検液中に検出されな いこと	検液中に検出されないこと	
	水銀及びそ の化合物	総水銀	土壌 1 kg につき 15mg 以下であること	検液 1 L につ き 0.0005mg 以下であるこ と	検液 1 L につき 0.0005mg 以 下であること
		アルキ ル水銀		検液中に検出されな いこと	検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であること	
	鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であること	
	砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	検液 1 L につき 0.01mg 以下 であり、かつ、農用地 (田に 限る) においては、米 1 kg に つき 15mg 未満であること	
	ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下であること	検液 1 L につき 0.8mg 以 下であること	検液 1 L につき 0.8mg 以下で あること	
	ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下であること	検液 1 L につき 1mg 以下 であること	検液 1 L につき 1mg 以下であ ること	
農薬等 (第 3種特定有 害物質)	シマジン	-	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	検液 1 L につき 0.003mg 以下 であること	
	チウラム	-	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	検液 1 L につき 0.006mg 以下 であること	
	チオベンカルブ	-	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下 であること	
	PCB	-	検液中に検出されな いこと	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	-	検液中に検出されな いこと	検液中に検出されないこと	

(オ) 地下水採取規制

表 6.2.6-27 地下水採取規制

揚水設備の届出	<p>地下水採取規制地域内で、動力を用いて地下水を採取するための設備を新たに設置し、または既設の設備により新たに地下水を採取しようとする場合のうち、下記に該当する設備（工業用に供するものは工業用水法の規制を受けます。）が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吐出口の断面積が 6 cm<sup>2</sup>を超える揚水設備</li> <li>2. 同一敷地内に複数の揚水設備がある場合は、吐出口の断面積の合計が 6 cm<sup>2</sup>を超える揚水設備</li> <li>3. 建設工事等において、一時的に地下水を排除するために設置する揚水設備</li> </ol> <p>これらの設備を設置される場合には、事前（工事着工の 60 日前まで）に届出が必要で、上記③を除き原則として、下記の構造等基準に適合する揚水設備を設置することが必要です。</p>
揚水設備に係る構造等基準	吐出口の断面積が 21cm <sup>2</sup> 以下で、かつ、スレーナーの位置が地表面下 300m以深であること。

(カ) 水質保全区域に係る規制

表 6.2.6-28 水質保全区域に係る規制

(広瀬川の清流を守る条例水質保全区域に係る規制について)

排出水の規制基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) TOC（全有機炭素）の排出濃度は、排出先（区間）と排出量によって決まります。TOC は、BOD(生物化学的酸素要求量)と読み替えてください。</li> <li>(2) 残留塩素は、0.1mg/L 以下であること。</li> <li>(3) 外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。</li> <li>(4) 温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。</li> <li>(5) 臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水でないこと。</li> </ol>
----------	--

(1) は、平均的な排出水量が 10 m<sup>3</sup>/日以上に適用になります。規制がかからない場合でも、規制基準の最低濃度（TOC20mg/L）を守って排水するようにご協力をお願いします。なお、排出水量に関わらず（2）から（5）の規制がかかります。



(キ) 騒音関係規制基準

表 6.2.6-29 騒音関係規制基準

区域の区分	時間の区分				備考
	朝	昼間	夕	夜間	
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで	
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区	45 d B(A)	50 d B(A)	45 d B(A)	40 d B(A)	学校等の周囲 50mの区域内は、左の基準から 5 d B(A)を減じた値
第2種区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	50 d B(A)	55 d B(A)	50 d B(A)	45 d B(A)	
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 d B(A)	60 d B(A)	55 d B(A)	50 d B(A)	
第4種区域 工業地域	60 d B(A)	65 d B(A)	60 d B(A)	55 d B(A)	

出典：騒音規制法 昭和45年 法律18、宮城県公害防止条例 昭和46年 宮城県条例第12号  
 仙台市公害防止条例 平成8年 仙台市条例第5号

- 注：(1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。  
 (2) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第2種区域の基準を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。  
 (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。  
 (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいいます。

(ク) 振動関係規制基準

表 6.2.6-30 振動関係規制基準

区域の区分	時間の区分		備考
	昼間	夜間	
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで	
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	60 d B	55 d B	学校等の周囲 50mの区域内は、左の基準から 5 d Bを減じた値
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 d B	60 d B	

出典：振動規制法 昭和51年 法律64、宮城県公害防止条例 昭和46年 宮城県条例第12号  
 仙台市公害防止条例 平成8年 仙台市条例第5号

- 注：(1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。  
 (2) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第2種区域の基準を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。  
 (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。  
 (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいいます。

オ 特定建設作業、指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 6.2.6-31 特定建設作業、指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

作業の種類		くい打等作業	びよう打等作業	破碎・切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等を設ける作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	建築物の解体・破壊作業			
基準の内容													
騒音の基準が適用される作業と騒音の大きさ	騒音規制法	特定建設作業	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	びよう打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上)(※2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)				
		敷地境界における騒音の大きさdB(A)	85 デシベル										
	仙台市公害防止条例	指定建設作業			ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業		はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの			
		敷地境界における騒音の大きさdB(A)	80 デシベル(※3)										
振動の基準が適用される作業と振動の大きさ	振動規制法	特定建設作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業		ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)					鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※1)			
		敷地境界における振動の大きさdB(A)	75 デシベル										
	仙台市公害防止条例	指定建設作業				ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)		振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業					
		敷地境界における振動の大きさdB(A)	75 デシベル(※3)										
作業時間	1号区域	午前7時～午後7時							ア、イ、ウ、エ	【作業時間等の適用除外】 ア. 災害その他非常事態発生の場合 イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合 ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合 エ. 道路法による道路占有許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合			
	2号区域	午前6時～午後10時(但し、指定建設作業は午前6時～午後9時)											
1日における延作業時間	1号区域	10時間以内							ア、イ				
	2号区域	14時間以内											
同一場所における連続作業期間	1号区域	6日以内							ア、イ				
	2号区域												
日曜・休日における作業	1号区域	禁止							ア、イ、ウ、エ、オ				
	2号区域												

出典：騒音規制法 昭和45年 法律18、振動規制法 昭和51年 法律64、仙台市公害防止条例 平成8年 仙台市条例第5号

(注) 1 ※1 作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2 指定するものを除きとは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。

※3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内(学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域)においては、この値から騒音から5デシベル(A)、振動は5デシベルを減じた値とする。

2	区域	1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
	区分	2号区域	工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

3 この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない



### (3) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

地域の環境基本計画等は、表 6.2.6-32 に示すとおりである。

①～⑧に示す行政計画のうち、⑤都市計画の方針、⑦仙台みどりの基本計画、⑧仙台市地球温暖化対策推進計画は改定中であり、素案や中間案等も掲載した。

表 6.2.6-32 行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
① 宮城県環境基本計画 (平成 18 年 3 月 宮城県)	平成 18 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	—	p.6-193 参照
② 杜の都環境プラン (仙台市環境基本計画) (平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	p.6-194 参照
③ 仙台市総合計画 (ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020) (平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	p.6-197 参照
④ 都市計画の方針 (平成 11 年 10 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課)	平成 11 年 10 月～ 平成 23 年 3 月	次期計画 策定中	p.6-199 参照 素案は⑤のとおり
⑤ 仙台市都市計画の方針(素案) (平成 22 年 12 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	素案	p.6-201 参照
⑥ 仙台市「杜の都」景観計画 (平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課)	—	—	p.6-203 参照
⑦ 仙台みどりの基本計画 中間案 (平成 24 年 3 月 仙台市)  ※第 8 章緑化重点地区の計画は平成 18 年 4 月策定	平成 24 年度～ 平成 32 年度	中間案	p.6-205 参照 仙台みどりの基本 計画中間案につい ては平成 24 年 4 月 1 日から 5 月 1 日まで 意見募集を行って いる。
⑧ 仙台市地球温暖化対策推進計画 [改定版] (平成 14 年 5 月 仙台市)	平成 14 年度～ 平成 22 年度	次期計画 策定中	p.6-206 参照 改定版中間案は⑨ のとおり
⑨ 仙台市地球温暖化対策推進計画 [改定版] 中間案 (平成 23 年 1 月仙台市)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	改定版 中間案	p.6-207 参照



**ア 宮城県環境基本計画**（平成 18 年 3 月 宮城県）

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 9 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。

また、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向けた県民、事業者、行政等地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示したものである。

なお、環境基本条例において、人と自然が共生できる県土、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土、地球環境の保全の推進の 3 つの基本理念が掲げられている。

さらに、新しい宮城づくりの基軸として福祉、環境及び教育を掲げた宮城県総合計画の個別計画としてだけでなく、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置づけられる。

したがって、地球温暖化対策、廃棄物対策等の分野別の具体的な施策、目標等は、これらの個別計画において定めることになり、これらの個別計画は宮城県環境基本計画の実施計画となるものである。

また、国の環境政策上の地域計画としての役割も期待されている。

本事業では、環境への負荷の少ない持続的な発展など、宮城県環境基本条例の基本理念を踏まえた居住環境づくりなど事業計画への反映を検討していくものとする。

イ 仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020）

（平成 23 年 3 月 仙台市）

杜の都環境プランは、仙台市環境基本条例（平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号）に基づき、平成 23 年 3 月に策定されたものであり、仙台市の環境づくりの最も基本となる計画である。

（ア）環境都市像と環境施策展開の方向

「環境都市像」（「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台－杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ）を具現化するため、対処すべき重要な環境課題や進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別の環境都市像と良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりを展開するものとしている。

表 6.2.6-33 環境都市像と環境施策展開の方向

環境都市像		環境施策展開の方向
「低炭素都市」仙台	私たちの生存基盤である環境が地球の循環系の一部であることを強く認識し、唯一無二のこの美しい地球における生態系という最も重要なシステムが将来にわたって健全に維持され続けるよう、特に、世界共通の喫緊かつ重要な課題である地球温暖化防止と、そのための低炭素社会の構築への強力な取り組みを推進する観点から、主体的に責任を果たし、他をリードする「低炭素都市」の実現を目指します。	1 エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる 2 エネルギー効率の高い交通システムをつくる 3 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる 4 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
「資源循環都市」仙台	物を大切に使う行動がしっかりと実践され、また、排出されたごみについてはリサイクルが効率的に行われているなど、生産、流通、消費、廃棄というライフサイクルの各段階を通じて 3R（スリーアール）の取り組みが定着するとともに、地域の中で資源や物が循環し、それが地域経済やコミュニティなどの活性化にもつながる「資源循環都市」の実現を目指します。	1 資源を大事に使う 2 資源のリサイクルを進める 3 廃棄物の適正な処理を進める
「自然共生都市」仙台	奥羽山脈から太平洋まで続く中に、豊かな自然や里山、田園に囲まれているという「杜の都」の基本構造の維持と、そこに存在し、守られてきた都市の自然システムの最大限の尊重とによって、地形的・気象的条件等から多様な生物種に恵まれた本市の自然特性が将来にわたって保持される「自然共生都市」の実現を目指します。	1 豊かな自然環境を守り、継承する 2 自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする 3 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める 4 豊かな水環境を保つ
「快適環境都市」仙台	さまざまな環境リスクを予防的に回避し、健康で安全・安心な暮らしの基盤を確保するとともに、先人から引き継いできた豊かな自然資源や歴史的・文化的資産を大切に、これらによって形成されている美しい景観などに一層の磨きをかけ、より質が高く魅力にあふれる「快適環境都市」の実現を目指します。	1 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ 2 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	環境の保全と創造に関わるあらゆる主体が、その責任と役割に応じて積極的に環境配慮行動を実践することができるよう、引き続き、一人一人の環境への意識を高めるため必要な普及啓発を積極的に進めます。 そして、環境の保全と創造をより効果的に推進するため、すべての主体が環境に関する理念を共有し、制度や仕組みを理解したうえで、各々が当たり前のよう環境行動を実践していけるよう、社会経済の制度や仕組みを環境配慮の視点を十分に組み込む形に見直します。また、人づくりはすべてにつながる基礎であることから、環境教育・学習のさらなる広がりや充実を図り、市民協働により推進します。 さらに、環境づくりに関する人的交流や情報交流を進め、市内での取り組みにとどまらず、国内の他地域や海外諸都市などとの連携を通じて広い視野で持続可能な社会づくりを推進します。	1 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる 2 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える 3 環境づくりを支える市民力を高める 4 環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

(イ) 環境配慮指針

土地利用における環境配慮の指針では、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。概況調査地域は現況においては東部田園地域に属するが、事業完了後の事業予定地は市街地地域に属する。

表 6.2.6-34 土地利用における環境配慮の指針

環境配慮の指針	
市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーションシステムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</li> <li>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化・物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</li> <li>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3R(スリーアール)の取り組みを進める。</li> <li>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。</li> <li>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。</li> <li>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地盤被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。</li> <li>(8) 健康上支障のないように環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</li> </ul>
東部田園地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</li> <li>(2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</li> <li>(3) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。</li> <li>(4) 食糧生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</li> <li>(5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</li> <li>(6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</li> <li>(7) 生態を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</li> </ul>
海浜地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多様な生物が生息する干潟や希少な生物の生息地を含む、本市の豊かな生態系を支える極めて重要な地域であり、砂浜や干潟の環境を人工的に創造・再生することは極めて困難であることも踏まえ、この地域は保全を図ることを原則とし、必要に応じ、その可能性を見極めながら、再生の手立てを検討する。</li> <li>(2) 水の量や流れの改変、極端な冷温水の排水などを回避する。</li> <li>(3) 自然と人とのふれあいの場としての活用を図る場合は、それによる環境影響が最小になるよう努める。</li> <li>(4) 市民の自然とふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</li> <li>(5) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</li> </ul>

出典：杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画) 平成23年3月 仙台市環境局環境部環境企画課

(ウ) 開発事業等における段階別の配慮の指針

開発事業等に伴う環境負荷の低減のためには、前節の土地利用における環境配慮の指針に沿って、地域特性等を考慮した検討等を行うことはもちろん、事業の企画から実施、施設等の運営などに至るプロセスの側面からも、それぞれの段階における環境負荷の低減に向けた事業の進行管理に留意することが必要とされており、開発事業等の事業の各段階（企画段階・計画段階・実施段階以降）での配慮の指針を示している。

この指針は、それぞれの段階における環境配慮について、その一般的な原則を示すものであり、実際の開発事業に当たっては、個々の事業の性質や内容に応じて具体的に環境配慮の内容を検討することが必要とされている。

表 6.2.6-35 開発事業等における段階別の配慮の指針

環境配慮の指針	
企画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前節に記載している「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>(5) コージェネレーションシステムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>(4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
実施段階以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3R（スリーアール）に取り組む。</li> <li>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

注) 企画段階：立地の選定など事業の構想や企画立案の段階

計画段階：事業計画を詳細にする段階

実施段階以降：工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階

出典：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成23年3月 仙台市環境局環境部環境企画課



## ウ 仙台市総合計画（ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020）

（平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局）

### （ア）将来の姿

仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』をめざすものとし、都市個性に対応した 4 つの都市像を掲げ、市民と行政とが共に実現に取り組み、次の世代へと希望をつないでいくこととしている。

#### 「未来を育み創造する学びの都」

- ・ 学びの場にあふれ、生涯にわたり楽しく学ぶことで市民力が広がり、一人ひとりの心の豊かさにつながるまち
- ・ 世界中から人材や情報が集まり、知的資源の集積と交流から新たな価値を生み出すまち
- ・ 未来を担う子どもや若者が学びを通じて心豊かに成長し、社会に羽ばたく力を伸ばすまち
- ・ 城下町の歴史的資産や伝統のもとに、創造的な文化風土を育み、世界性を持つ都市の個性が息づくまち

#### 「支え合う健やかな共生の都」

- ・ 誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
- ・ 安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- ・ すべての市民が人間の尊厳を大切にし、多様性を認め合いながら、能力を發揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち
- ・ 災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

#### 「自然と調和し持続可能な潤いの都」

- ・ 環境負荷の小さい都市の構造を持ち、市民生活や経済活動の中に低炭素・資源循環の仕組みが備わるまち
- ・ 公共交通を中心とした利便性の高い交通体系のもと、郊外の良好な生活環境を維持しながら都心や拠点に高度な機能を集約した、誰もが快適に暮らし活動できるまち
- ・ 多様な生態系や潤いと恵みに満ちた豊かな自然に包まれ、緑と水のネットワークや杜の都の文化風土を継承する個性的な都市景観がやすらぎを醸し出す美しいまち
- ・ 里山や田園が保全活用され、農林業の多面的な機能を都市の力に生かすまち

#### 「東北を支え広く交流する活力の都」

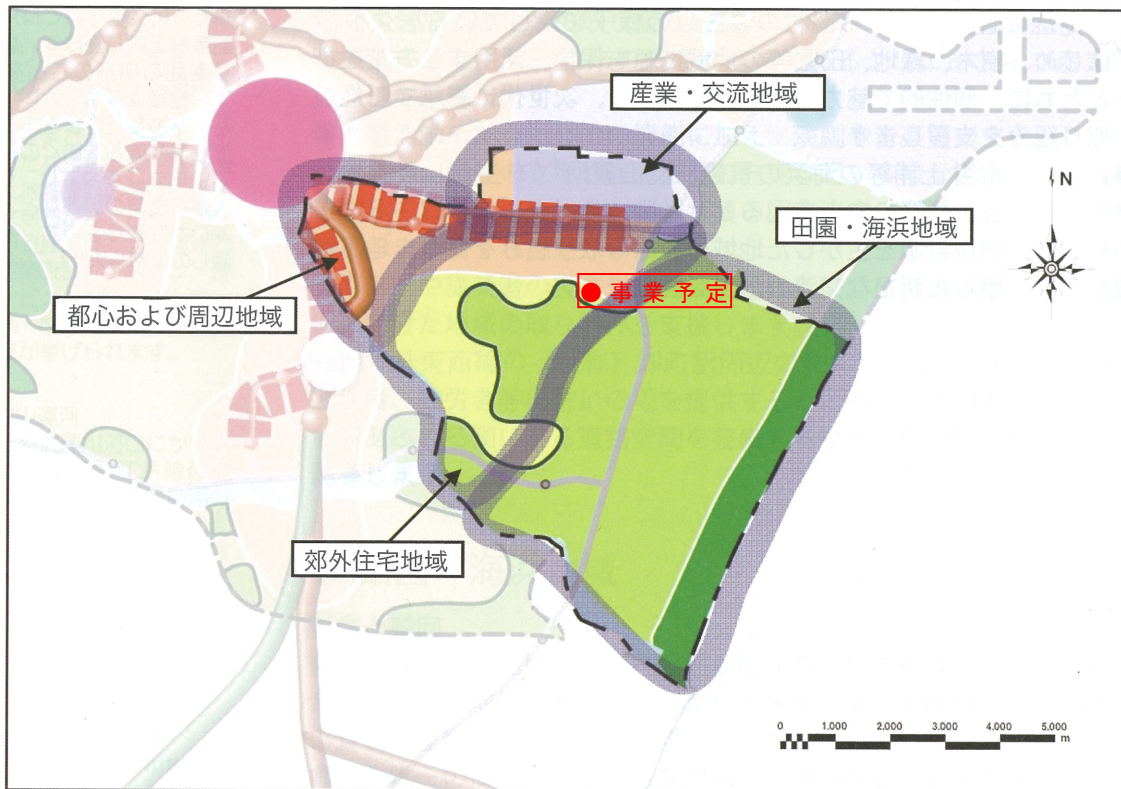
- ・ 活力に満ちた産業活動が展開され、多様な雇用の機会を創り出すまち
- ・ 産学官民の連携により付加価値の高い産業が広がり、創造的な人材をひきつけるまち
- ・ 多彩で独自性のある都市の魅力が創られ、賑わいと活力に満ちたまち
- ・ 高次の都市機能を持ち、アジアをはじめとした世界と交流し、東北の自立的発展を支えるまち

### （イ）区別計画

若林区の圏域は、都心および周辺地域、郊外住宅地域、産業・交流地域、田園・海浜地域に区分され、事業予定地は郊外住宅地域に位置している。

表 6.2.6-36 事業予定地が含まれる若林区郊外住宅地域の施策の基本方向

特性と動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心および周辺地域の東部から国道4号をはさんで低層戸建住宅を主とする住宅地が広がり、幹線道路沿いに中高層の集合住宅や業務ビルが立地しています。</li> <li>・地下鉄東西線の（仮称）荒井駅周辺地区においては、周辺の田園環境を生かし、多様な魅力を持った東部地域の中心となる新しいまちの形成が期待されています。</li> <li>・近年は土地区画整理事業による市街地整備がなされた荒井地区などで人口が増加する一方、古くからの住宅地がある既成市街地では高齢化が進行しています。</li> </ul>
主な施策の基本方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場の整備やバスの結節などにより地下鉄東西線等の鉄道へのアクセス性を高め、生活圏域における公共交通の利便性の向上を図ります。</li> <li>・地域における小売業・サービス業の機能を維持するため、地域のまちづくりと一体化した商店会などの取り組みを支援します。</li> <li>・建築物等の耐震化と不燃化を促すとともに、豪雨時の雨水排水対策などを進めます。また、地域共助による災害時要援護者への支援を促すなど、地域と行政が連携して災害発生時の被害を減じるための取り組みを進めます。</li> <li>・保育需要に適切に対応するために保育サービスの充実を図るほか、地域の創意を生かし、地域と共に安心して子育てができる環境づくりを進めます。</li> <li>・新市街地の整備による居住者の増加に対応して、地域による新たなコミュニティ形成の取り組みを支援し、東部地域の核となる新しいまちの形成を図ります。</li> </ul>



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 （地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）
				郊外区域	
	工業・流通・研究区域		機能拠点 国際経済流通拠点 （仙台塩釜港周辺地区）		行政界・区界
			機能拠点 国際学術文化交流拠点 （青葉山周辺地区）		

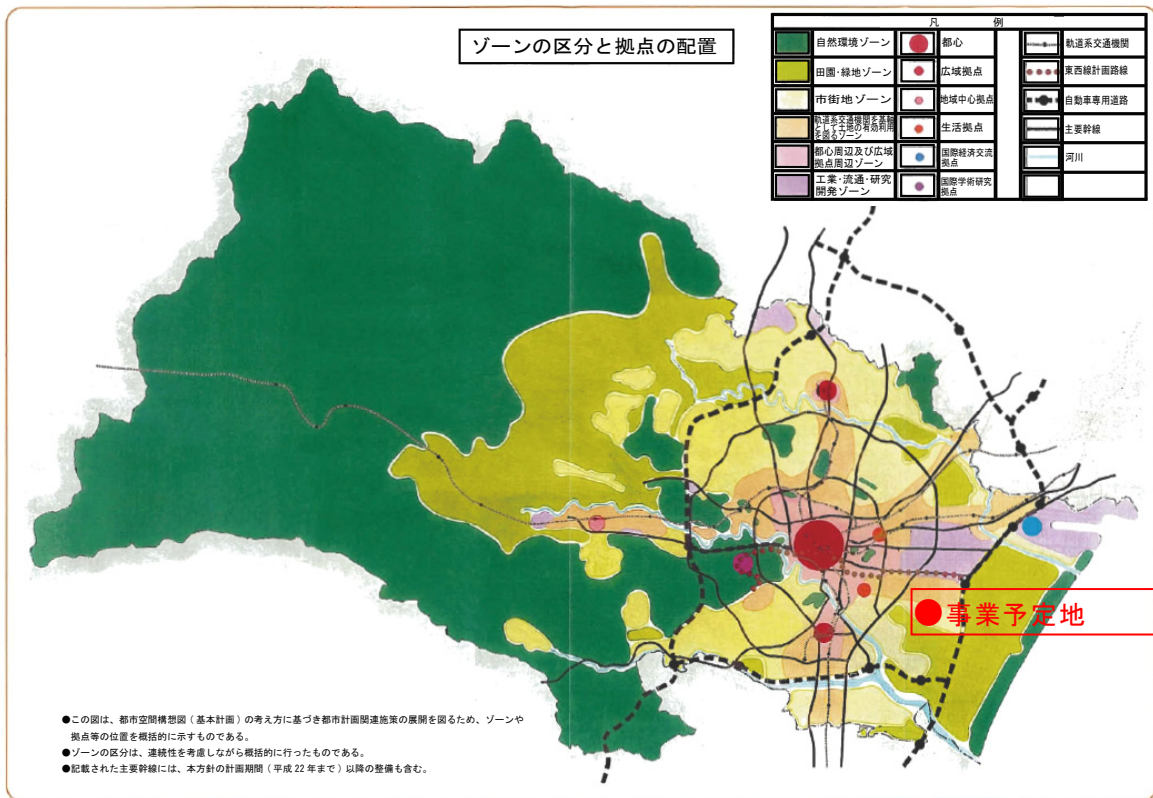
出典：ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020（平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局）

エ 都市計画の方針（平成 11 年 10 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

仙台市では、今後の行政の総合的な指針として、新たな総合計画を定めたが、自動車交通に依存した拡大型の市街地形成から、軌道系交通機関を中心とする集約型の市街地形成への転換を図るなど、その都市づくりの理念に基づいた都市の構築を実現していくためには、都市計画の制度や事業を的確に活用しながら進めていくことが不可欠である。

このため、都市計画の制度や事業が持つ多様な機能を最大限に発揮しながら、総合計画の理念に基づいた都市づくりを実現していくため、都市計画の制度や事業のあり方を体系化、明確化し、「都市計画の方針」（都市計画マスタープラン）として、平成 11 年 10 月にとりまとめたものである。

事業予定地は現在市街地ゾーンとなっているが、市街化区域に編入されれば、軌道系交通機関を基軸として土地の有効利用を図るゾーンの市街地形成が期待されている。



出典 仙台市都市計画の方針（平成 11 年 10 月 仙台市）

図 6.2.6-8 ゾーンの区分と拠点の配置

表 6.2.6-37 ゾーンごとの方針（都市計画の方針）

ゾーン及び拠点		土地利用の方針、施策の方針
ゾーン	自然環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市及び市民生活を支える根幹的な自然地として、自然環境の保護・保全を最優先した土地利用を図る。</li> <li>・このゾーンの土地利用転換、施設整備等は、集落地区等の生活環境の整備や自然とのふれあいの場づくりなど必要不可欠なものに限るものとし、これらに際しては自然環境との調和に最大限配慮する。</li> </ul>
	田園・緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然性を有し、あるいは防災や景観形成上重要な森林、河川、湖沼、湿地などは一体的な保全に努め、特に奥羽山系から市街地周辺の緑地をつなぐ西部丘陵では、緑の連続性の確保に十分配慮する。</li> <li>・農地は、農業振興地域制度の枠組みなどにに基づき計画的な保全を図る。</li> <li>・このゾーンにおける土地利用の転換は、集落の生活環境の向上などを目的とする周辺環境と調和した整備を行う場合を除き、抑制することを基本とする。</li> </ul>
	市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活を支える様々な都市機能の適正な配置と誘導を図るとともに、良好な都市環境の整備を進め、利便性と快適性に優れた市街地を形成する。</li> </ul>
	軌道系交通機関を基軸として土地の有効利用を図るゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市環境の形成に配慮しながら、軌道系交通機関を基軸として土地の有効利用、都市機能の集積を図る。</li> </ul>
	都市周辺及び広域拠点周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市環境の形成に配慮しながら、中高層建築物を主体とする高度利用と都市機能の集積を図る。</li> </ul>
	工業・流通・研究開発ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存内における機能の集積を図る。</li> <li>・土地区画整理事業の推進を図るとともに、ゆとりと潤いのある業務地環境の整備を図る。</li> </ul>
	主要幹線沿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度利用の推進と道路機能に配慮した立地誘導を図る。</li> <li>・安全で円滑な道路交通を確保するための、道路施設の整備を推進する。</li> <li>・緑化や沿道建物の景観整備等を推進し、快適で魅力的な道路及び沿道景観の創出を図る。</li> </ul>

出典 都市計画の方針（平成 11 年 10 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）



オ 仙台市都市計画の方針（素案）（平成 22 年 12 月仙台市都市整備局計画部都市計画課）

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行っていくものとしている。

土地利用の方針図を図 6.2.6-9 に示す。事業予定地は、市街地ゾーンの郊外区域となっている。

表 6.2.6-38 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境の保全を図ります。	
	集落・里山・田園ゾーン	自然環境を保全し、地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進めます。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制します。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを有しており、その保全を図ります。	
	市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の 3 つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進めます。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成します。	
		鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図ります。
		工業・流通・研究区域	将来的な動向なども踏まえた上、国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積を図ります。
	郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能を維持し、良好な生活環境の形成を図ります。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域にあつては、土地利用や交通など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かしたまちづくりを進めます。	
都心、拠点、都市軸形成の方針	都心	東北・仙台都市圏の交流の拠点として、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能を有し、利便性の高い交通環境と調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能の強化・拡充を図ります。	
	拠点	広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支える都市機能の強化を図ります。
		機能拠点	仙台港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を図ります。
	都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ十文字型の基軸を「都市軸」と定め、駅を中心として、土地の高度利用や都市機能の集積を図ります。	
		東西都市軸	地下鉄東西線沿線では、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携により、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸の形成を図ります。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線では、都心や広域拠点を補完しながら、地域特性を活かした都市機能の更新・強化を図ります。		

出典 都市計画の方針（素案）（平成 22 年 12 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

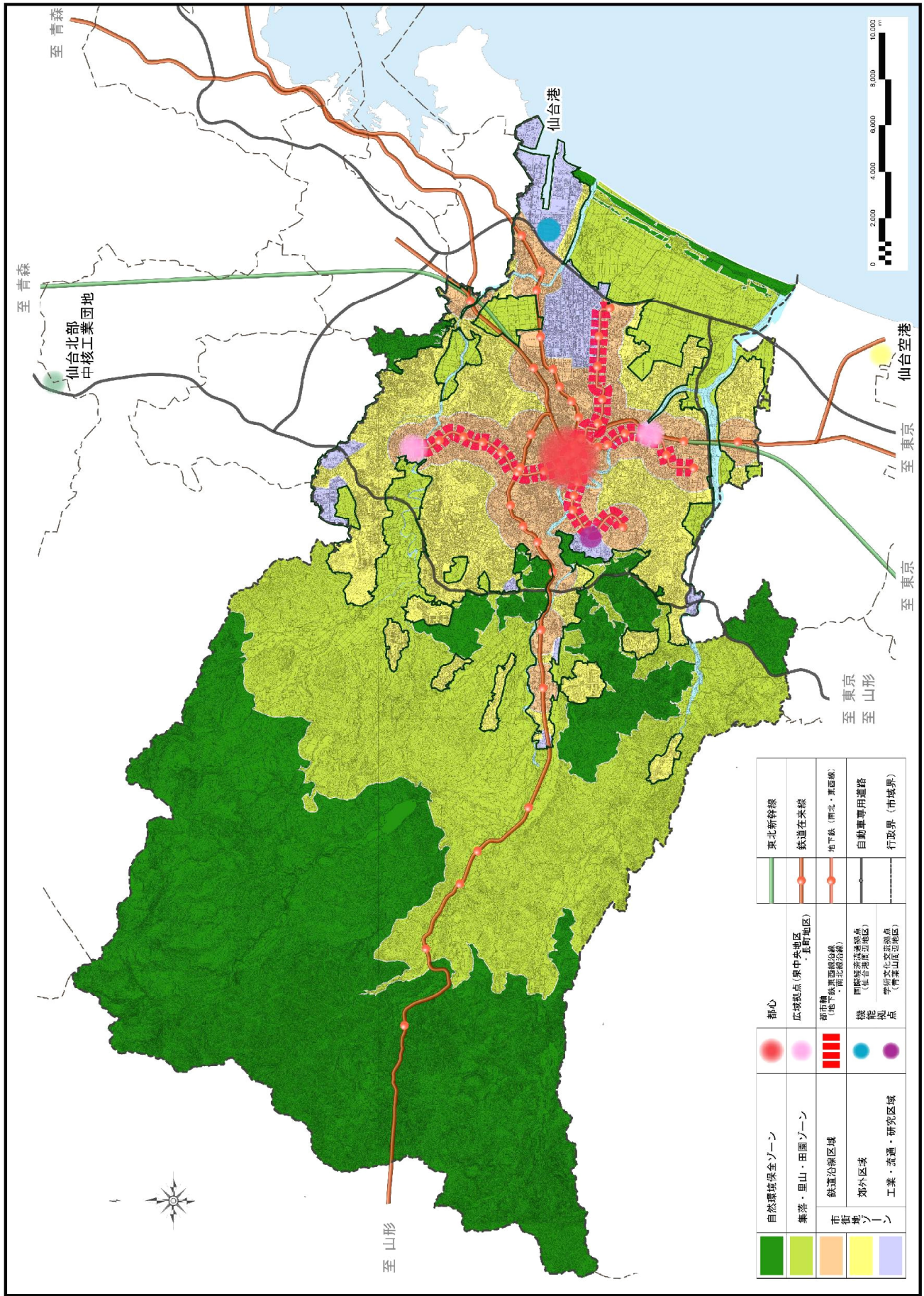


图6.2.6-9 土地利用方針图

カ 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）

「仙台」は「杜の都」と呼ばれ、広瀬川沿いの緑豊かな環境と市街地を包む丘陵、定禅寺通と青葉通のケヤキ並木など、自然の恵沢とそれらと相まった都市の風景が魅力である。こうした姿は、伊達政宗公による屋敷林の奨励以来、戦後復興のまちづくり等を経て積み上げられてきたものであり、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」、さらには「杜の都の風土を育む景観条例」等の自主条例により支えられてきた独自の風土を有している。

「景観計画」は、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を進めていくもので、平成 21 年 3 月に策定された。事業予定地は、沿線市街地ゾーンに近接した郊外住宅地ゾーンに位置している。

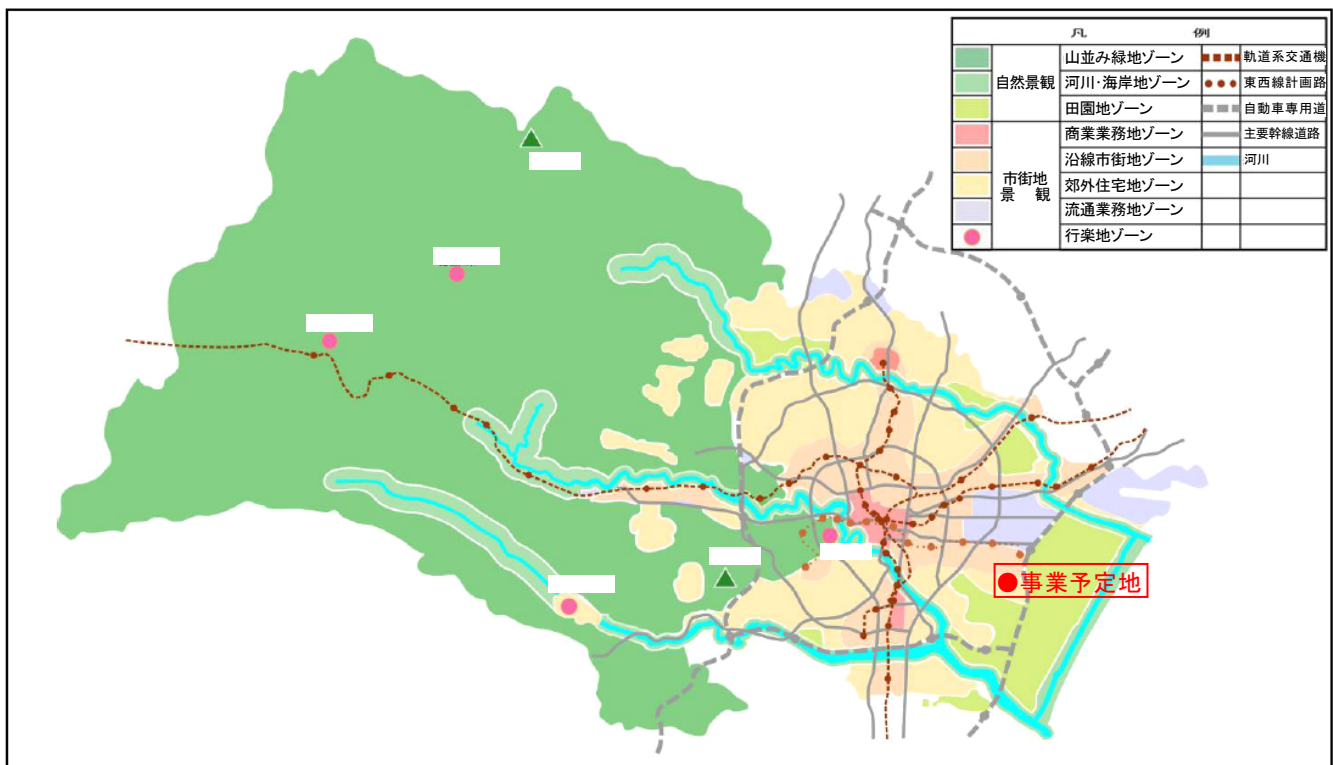


図 6.2.6-10 景観計画におけるゾーン

表 6.2.6-39 景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄やJRなどの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

〔景観形成の方針(沿線市街地ゾーン)〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る</li> <li>● 中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る</li> <li>● 社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地下鉄南北線の八乙女駅、旭ヶ丘駅、台原駅等は、郊外住宅地への交通結節点として安らぎと活力ある景観とする。</li> <li>■ 地下鉄南北線の長町南駅周辺の商業施設、長町駅周辺の文化施設、富沢駅周辺のスポーツレクリエーション施設等賑わいがあふれる景観とする。</li> <li>■ JR仙山線に沿う東照宮、大崎八幡宮周辺は、緑に囲まれた歴史性豊かな景観とする。</li> <li>■ JR東北本線南仙台駅、北仙台駅、仙石線小鶴新田駅等利便性の高い駅周辺は、良好な中高層住宅地景観とする。</li> <li>■ 地下鉄東西線に近い荒井地区等は、洗練された新市街地として良好な住宅地景観とする。</li> <li>■ 国道4号仙台バイパス沿道、国道45号沿いの原町や国道286号沿いの西多賀等の主要幹線道路沿道は、沿道商業系用途として連続性のある景観とする。</li> <li>■ 環状道路に沿った台原森林公園、水の森公園、与兵衛沼等は、水辺と緑の憩いの場としての景観とする。</li> <li>■ 幹線道路沿道は、街路樹等による緑のネットワークを形成する景観とする。</li> <li>■ 河原町、南材木町等の旧奥州街道筋は、歴史性を活かした景観とする。</li> </ul>

〔建築物等に対する方針(沿線市街地ゾーン)〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 街並みの連続性に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。</li> <li>■ 幹線道路沿いは、連続的な眺めを確保し、街並みの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。</li> <li>■ 沿線の鉄道・道路施設等は、街並みからの眺望に配慮した景観整備を図る。</li> </ul>
--

〔景観形成の方針(郊外住宅地ゾーン)〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る</li> <li>● くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る</li> <li>● 地区特性を活かした美しい景観形成を図る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 七北田丘陵や大年寺丘陵の尾根の緑を活かした景観とする。</li> <li>■ 泉パークタウン等の丘陵地高台の住宅団地は、緑と融合した自然環境豊かな景観とする。</li> <li>■ 貝ヶ森から南吉成方面の住宅団地は、丘陵地の斜面を活かした住宅地景観とする。</li> <li>■ 鶴ヶ谷、南光台等の成熟した住宅地は、落ち着きのある住宅地景観とする。</li> <li>■ 八木山から太白山・茂庭台方面に連なる住宅団地では、丘陵地の緑と斜面を活かした落ち着いた住宅地景観とする。</li> <li>■ 富沢の新市街地や沖野周辺の平坦地は、住宅・商業が混在した活力ある住宅地景観とする。</li> </ul>

〔建築物等に対する方針(郊外住宅地ゾーン)〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。</li> <li>■ 団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。</li> </ul>
--

出典：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月 仙台市都市整備局都市景観課）



キ 仙台みどりの基本計画（中間案）

（平成年 24 月 3 月 仙台市）

仙台市は、緑の基本計画の策定により、緑の適正な配置方針、都市緑化施策や緑地保全策を展開してきた。その後仙台グリーンプラン 21（仙台市緑の基本計画）を策定し、アクションプランとして、百年の杜づくり行動計画を策定し一定の成果をあげてきた。

一方、社会情勢の大きな変化、景観緑三法や生物多様性基本法などの法律、条例が制定され、さらに東日本大震災による被害の影響などにより、これまでの緑のましづくりの見直しするべく、「仙台みどりの基本計画」（中間案）が策定された。

事業予定地は優良な農地や屋敷林等が存在し、原風景を残す地区となっている。

表 6.2.6-40 仙台みどりの基本計画（中間案）の概要

基本理念	市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこと
基本方針と施策体系	<p>基本方針Ⅰ 安全・安心のまちづくり</p> <p>○杜の都を災害から守るみどりを育む</p> <p>東日本大震災では、地震や津波により、海岸林や海岸公園などのみどりは大きな被害を受けたが、その一方でみどりが果たす役割の重要性が再確認された。</p> <p>基本方針Ⅰでは、都市防災のあり方を見直し、みどりによる、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>施策体系</p> <p>①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <p>基本方針Ⅱ 自然環境の保全・再生</p> <p>○生物多様性に配慮し、尾根や川沿いのみどりを育む</p> <p>近年になって、生物種の加速的な消滅や、地球温暖化の深刻化などの環境問題が顕在化してきた。</p> <p>基本方針Ⅱでは、自然環境の保全・再生・創出によりみどりのネットワークを形成し、生物多様性を保全するとともに、みどりによる低炭素都市づくりを進める。</p> <p>施策体系</p> <p>①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <p>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <p>③都市のみどりを循環させる</p> <p>基本方針Ⅲ 生活環境の向上</p> <p>○生活を彩るみどりを育む</p> <p>少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、市民ニーズも大きく変化している。</p> <p>基本方針Ⅲでは、多様な公園整備やきめ細やかな運営管理を行うとともに、様々な場所で質の高い緑化により、快適なまちづくりを進める。</p> <p>施策体系</p> <p>①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <p>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <p>基本方針Ⅳ 仙台らしさを育む</p> <p>○歴史と文化に配慮し、仙台らしさを育む</p> <p>機能集約型都市の形成に向けて、新たな都市の魅力づくりが重要なテーマとなる。</p> <p>基本方針Ⅳでは、都心部での緑化を進めるとともに、歴史的・文化的資源を生かした公園の整備や緑地の保全により、仙台らしいみどりのまちづくりを目指す。</p> <p>施策体系</p> <p>①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <p>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <p>基本方針Ⅴ 市民協働の推進</p> <p>○市民協働の環境づくりを進める</p> <p>市民、市民活動団体、事業者による、みどりの活動が活発になっている。</p> <p>基本方針Ⅴでは、市民が主体的にみどりの活動を進められるよう支援体制を充実し、市民協働によるみどりのまちづくりを推進する。</p> <p>施策体系</p> <p>①みどりを守り、育む活動を支える</p> <p>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p>
計画の進行管理	計画では、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルにより進行管理を行う。毎年度、事業の進捗を把握し、また計画期間半ばに、計画目標及び百年の杜づくりプロジェクトの成果目標の達成状況の確認及びみどりの市民意識調査を行い、必要に応じ中間見直しを行う。

出典：仙台みどりの基本計画（中間案）平成 24 年 3 月 仙台市



## ク 仙台市地球温暖化対策推進計画〔改定版〕（平成14年5月 仙台市）

### （ア）削減目標

平成22年度（2010年度）において本市地域における温室効果ガスの市民一人当たりの排出量を平成2年度比（1990年度比）で7%削減する。

本市地域における温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、京都議定書の趣旨を踏まえ、市民生活や経済社会活動の基盤となるエネルギー需要面での対策を中心とし、国レベルの削減目標を基に市民一人ひとりが適切かつ公平に分担できる削減量を算出し削減目標とした。

### （イ）地球温暖化対策の体系

本市域の温室効果ガスの削減目標を達成するため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための対策を体系化し、市民・事業者・行政の協働により、その推進を図る。

### （ウ）重点的に取り組む地球温暖化対策

地球温暖化対策を市民との協働のもとに強力に推進するためには、より効果的な取組が必要であることから、取り組むべき施策の重点化を図ることが必要。特に、本市の場合、エネルギー消費に関係の深い民生・家庭部門、業務部門及び運輸部門の3部門での二酸化炭素の排出量が増大していることから、それぞれについて具体的な目標とその対策を明記した。

#### ＜＜重点的に取り組む対策＞＞

- ・住宅や業務施設などにおける省エネルギーの推進
- ・太陽光などの自然エネルギーの有効利用
- ・自動車へ過度に依存しない社会の形成

### （エ）市民・事業者・行政の取組

市民・事業者・行政は、各々の役割のもと、具体的な温室効果ガスの排出抑制のため、具体的な地球温暖化対策のための行動を定めた。

### （オ）目標達成に向けた方策

計画に基づく地域の市民・事業者・行政の協働による推進組織を立ち上げ、その推進組織が、温室効果ガスの排出状況や各種施策の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえながら必要な見直しを行いながら目標達成に向けた継続的改善を図れるようPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムの進捗管理を行う。

#### ＜＜点検の項目とその期間＞＞

- ・温室効果ガス排出量その将来推計（期間：3か年毎）
- ・計画策定時に想定した対策の普及状況や社会経済活動量（期間：3か年毎）
- ・地球温暖化対策による施策の実施状況（期間：毎年度）

ケ 仙台市地球温暖化対策推進計画〔改定版〕中間案（平成23年1月 仙台市）

（ア）目標

杜の都環境プランの低炭素都市づくりにかかる目標として設定されている次のものを、本計画の目標として設定する。

2020年度（平成32年度）における市域の温室効果ガスの総排出量を、2005年度（平成17年度）比で25%以上削減する。

（イ）施策の体系

1 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する （1）都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 （2）自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 （3）杜の都の緑の資源の確保 （4）気候変動によるリスクを軽減するまちづくり （5）適正な配置や構造の誘導
2 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる （1）鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 （2）環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進
3 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る （1）省エネ機器の普及・利用促進 （2）再生可能エネルギーの利用拡大 （3）建築物の省エネ化 （4）フロン類等の排出削減の徹底
4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める （1）3Rスリーアールの推進、焼却処理量の削減 （2）廃棄物処理における温室効果ガスの削減
5 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる （1）低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり （2）低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 （3）低炭素な技術・産業の育成

（ウ）重点プロジェクト

1 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト	排出量が多い自動車利用の適正化を強力に推進するため、東西線開業を契機として公共交通利用促進施策を低炭素面から加速させるとともに、将来に向けた検討を行う。
2 ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト	温室効果ガス排出の増加傾向が続く民生業務部門、特に削減ポテンシャルが大きい中小事業者を中心に、事業者とのコミュニケーションの場を創出し、省エネ・グリーン化を効果的に進める。
3 緑の恵み循環プロジェクト	地球温暖化対策として有効であり、杜の都らしさをアピールできる、森林資源の自立的で持続可能な循環システムを構築するため、需要・供給双方の関係者のネットワークを構築し、需要と供給のマッチングやモデル事業の検討等を行う。
4 地産地消型エネルギー（再生可能エネルギー）のあふれるまちづくりプロジェクト	エネルギーの創造や高効率なエネルギーシステムがまちの随所に埋め込まれた環境都市をデザインし、再生可能エネルギーや効率的なエネルギーシステムのフィージビリティスタディ（関係者・協力者の存在、技術・コスト面・効果などからの実現可能性調査）を通して、エネルギーの低炭素化と環境産業の活性化を図る。
5 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	ヒートアイランド効果を和らげる打ち水や緑のカーテンなど、市民や地域で日常的に取り組みやすい低炭素行動を、地域単位で行うなど、市民一体となって取り組む機運を盛り上げ、行動の定着化と地域への拡大を図る。